

徴収率向上対策(滞納整理)

		平成28年度に実施した徴収率向上対策 (効果のあった対策)
1	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> ○課単位、班単位での目標に対する達成率を毎月集計、各課配布により周知し、目標達成までのマイルストーン管理を実施した。 ○財産調査を実施し、徴収が困難である滞納者については、積極的に執行停止を実施することで翌年度への繰越額の縮減を図った。 ○遠隔地に住む滞納者の現地調査をサービサーに委託し、滞納整理の促進を図った。 ○相続人調査等の事務を補助する非常勤職員を雇用することで、職員の事務負担軽減による滞納整理促進を図った。
2	銚子市	<ul style="list-style-type: none"> ○公売(不動産)を含む滞納処分の強化 ○現年度課税分の徴収強化 ○新規、少額滞納案件の早期着手 ○口座引き落とし不能者への早期電話催告
3	市川市	<ul style="list-style-type: none"> ○一定額以上の滞納額を対象に進行管理事案として職員に振分け、滞納整理を実施 ○水曜窓口・日曜相談窓口の開設による納税相談機会の拡充 ○インターネット公売の実施 ○滞納処分する財産が発見できない滞納者への捜索の実施 ○自動車差押・公売の実施 ○固定資産税の死亡者課税分について、法定相続人への賦課替えの実施 ○納税催告センターによる、現年未納者への納付電話催告の実施 ○県への個人住民税の徴収引継の実施 ○現年課税未納者対策専従班の設置および早期の現年対策の実施
4	船橋市	
5	館山市	<ul style="list-style-type: none"> ○現年度課税分の徴収強化 1) 新規・少額滞納案件に対する早期着手・早期接触・早期整理 2) 少額滞納者に対し差押予告状の発送(納付書同封) ○差押えを中心とした滞納処分 ○納付機能付き催告書の導入
6	木更津市	<ul style="list-style-type: none"> ○徴収対策本部職員による休日電話催告(平成28年7月～平成29年3月、動員数93名、架電件数2,967件) ○保険年金課と合同休日臨戸の実施(対象:国保の資格証交付者のうち、催告書への反応が無い者) ○滞納繰越分の積極的な整理
7	松戸市	
8	野田市	<ul style="list-style-type: none"> ○差押を中心とした滞納処分の強化 ○納税コールセンターの設置 ○工夫を凝らした催告書(差押警告書)の送付
9	茂原市	○差押を中心とした滞納整理の強化、公売を含む滞納処分の強化
10	成田市	
11	佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ○高額滞納者(特に本税100万円以上滞納がある者)の優先処理。 ○不動産公売の実施。
12	東金市	
13	旭市	<ul style="list-style-type: none"> ○不動産インターネット公売 ○不動産共有名義者へ納税通知書発布 ○多重債務者の弁護士等への誘導及び過払金の市税等へ充当 ○捜索
14	習志野市	<ul style="list-style-type: none"> ○滞納整理を地区担当ごとの管理 個人の担当者を明確にすることにより、分納不履行者や未折衝者に対して財産を発見した場合は、強制処分の執行等を速やかに行うことが可能になった。
15	柏市	<ul style="list-style-type: none"> ○委託(納税促進センター)による納付勧奨、催告書作成補助業務の実施 →現年分収納率の向上 ○差押件数増加→過年分収納率の向上
16	勝浦市	<ul style="list-style-type: none"> ○預貯金及び軽2輪の差押 ○徴収指導員の採用
17	市原市	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的・効果的な債権回収のため、市税と国民健康保険料の徴収を債権管理課に一元化し、徴収体制の強化を図った。 ○業務の一部を民間事業者へ委託し、民間のノウハウを活用した四半期ごとの徴収計画の策定や、業務補助による差押え等滞納処分の推進、コールセンターによる早期の電話催告等に取り組んだ。 ○弁護士相談を外部委託し、多重債務者について、生活再建型の滞納整理を図った。
18	流山市	
19	八千代市	○債権を中心とした差押の強化
20	我孫子市	
21	鴨川市	○財産調査による滞納処分の実施
22	鎌ヶ谷市	
23	君津市	○普通自動車のミラーズロックによる差押え及びインターネット公売
24	富津市	<ul style="list-style-type: none"> ○口座振替推進を目的に、新規口座振替者に対し市指定ゴミ袋30枚を配布するキャンペーンを実施し口座振替の推進を図り、現年徴収率の向上に寄与した。 口座振替率 H27 33.87% H28 34.33%
25	浦安市	<ul style="list-style-type: none"> ○徹底した催告(一斉、特別(差押予告、分納不履行、最後通告)) ○財産調査の徹底(預金、給与、生命保険、不動産。預金については都市銀行全店、市内に支店の所在する金融機関の全店、ネット銀行等25金融機関に全店調査) ○完納を見込めない滞納については繰り返し処分

徴収率向上対策(滞納整理)

		平成28年度に実施した徴収率向上対策 (効果のあった対策)
26	四街道市	○換価性の高い財産を積極的に調査し、差押及び処分を実施した。
27	袖ヶ浦市	○タイヤロック・ミラーズロックによる自動車・軽自動車の差押え ○居宅の捜索 ○インターネット公売を利用した換価 ○先進自治体への職員派遣による徴収技術のフィードバック
28	八街市	○全庁体制による集中滞納整理の実施(4月から5月にかけて、集中的に臨戸を実施。) ○弁護士による多重債務者相談の実施(日曜開庁日(毎月最終日曜日)に併せて実施。) ○早期催告書の発送(発送回数が増を含む。)
29	印西市	
30	白井市	○夜間における納付・納税相談開設日の増設(月1回から2回に)
31	富里市	○換価容易な財産を積極的に調査し、発見後は速やかに差押及び換価処分を実施。預金差押に加え、案件によっては給与差押も数多く実施した。 ○年2回の文書による催告及び徴収強化月間に電話催告を行うことで、滞納者に対して納付を促した。 ○新たな滞納繰越抑制のために、特に国保税については現年度分の期別納付を基本とした上で、滞納繰越分の縮減を図った。
32	南房総市	○課長及び課長補佐等による全庁一斉徴収 ○短期証切り替えとなる者を対象とした一斉催告実施
33	匝瑳市	
34	香取市	○現年度分に対して滞納整理事務を強化。その結果、徴収率の向上につながった。
35	山武市	○給与所得者の滞納者について、個別催告を強化しました。 1)20才～30才代を中心 2)催告無反応者へ給与照会
36	いすみ市	
37	大網白里市	
38	酒々井町	○地方税法第48条の規定による徴収引継による滞納繰越分の徴収 ○夜間相談窓口の開設により、納付相談機会の拡充を図った。
39	栄町	○前年度に採用した任期付職員(国税OB)の任期を更新し、換価しやすい預金を中心に差押えを実施した。
40	神崎町	
41	多古町	○賦課担当と協力し、確定申告・住民税申告内容の見直しや未申告者への申告勧奨を行いました。申告で控除を効果的に使えていなかったり、そもそも未申告である滞納者が多いため、町県民税の控除拡大や国保税の法定軽減適用につながる場合が多く、結果として滞納額の圧縮につながるケースがありました。
42	東庄町	
43	九十九里町	○休日納税相談窓口の開設(毎月最終日曜日9:00～16:00) ○県税徴収経験者を雇用し不動産公売及び差押の強化
44	芝山町	
45	横芝光町	○町税等徴収事務指導員の採用 ○滞納処分執行停止の適正な適用
46	一宮町	
47	睦沢町	
48	長生村	○管理職による臨戸徴収 【実績】2人1組8班編成にて、4・7・11月に各10日間の日程で実施。 【効果】徴収のみならず、納税意識の向上が図れる。また、居住の実態等の確認が可能。 (実態なき場合は、住民記録担当課へ職権消除を依頼する) ○日曜窓口の実施 【実績】村税等の納付・納税相談 ○徴収アドバイザー派遣委託 【実績】年6回実施 【効果】高額滞納者等の徴収困難事案に対する納税折衝や滞納処分を効率よく実施するに必要な技術的助言、指導が得られる。
49	白子町	
50	長柄町	○早期電話催告、文書催告により納税折衝、納付の機会を設けることで、新規滞納者の早期解消に繋がった。 ○現年度課税分の徴収を強化し、新規又は少額滞納者の抑止を行った。 ○夜間窓口の開設により、納付窓口の拡充を図った。
51	長南町	
52	大多喜町	
53	御宿町	
54	鋸南町	
	市計	26
	町村計	7
	県計	33

(注)「市計」「町村計」「県計」は該当団体数。

徴収率向上対策(滞納整理)

		現在検討している対策及び今後検討すべきと考えられる対策
1	千葉市	○納税義務者の死亡事案については、部内に新たに調査班を創設することを検討しており、解決を図っていく。
2	銚子市	○現年度課税分の滞納処分 ○差押済の不動産で相当年数の経過している物件について、換価価値・権利関係等の調査を進め、公売実施の適否検討を行い、対象事案に応じた滞納整理を行う。
3	市川市	○進行管理事案の対象金額の引き下げ ○滞納者死亡事案の専従処理班の設置
4	船橋市	
5	館山市	
6	木更津市	○給与差押、車両差押、財産の搜索、インターネット公売の活用等、滞納処分の更なる強化。 ○徴収対策本部職員による実態調査の実施。 ○自動音声電話催告システムの更なる活用。
7	松戸市	
8	野田市	○現年度課税分の早期滞納整理の実施 ○非常勤職員の活用 ○自動音声による電話催告
9	茂原市	○納税環境の整備
10	成田市	
11	佐倉市	○不動産を差押え後に相当年数が経過している案件(いわゆる塩漬け案件)の整理。 ○債権差押の強化。 ○さらなる早期着手。
12	東金市	
13	旭市	○現年度の早期滞納処分 ○滞線分の執行停止処理の促進
14	習志野市	○積極的な執行停止の検討 生活困窮者や滞納額に対して明らかに少額の分納となっている滞納者に対しては強制処分だけではなく積極的に執行停止を検討していく。 ○主となる強制処分の見直し 今までは預金差押をメインとして行っていたが、差押後の相談時間が長く差押解除に関しても手間がかかる。時間効率等の観点から、給与先が把握できている場合は給与差押をメインとして行っていく。
15	柏市	○特徴滞納整理の早期実施、処分強化
16	勝浦市	○滞納管理システムの導入
17	市原市	○民間委託による滞納事案の分析を更に進め、効率的かつ効果的な滞納整理を実施する。 ○国民健康保険課等、賦課部門と連携し、滞納者数の縮減を図る。 ○現年度賦課分について、コールセンターからの早期納付勧奨を徹底するとともに、滞納処分についても積極的に実施し、新たな滞納発生を抑止を図る。 ○差押済不動産について、換価価値や権利関係の調査を進め、公売の適否を検討するとともに、他の換価可能な財産による滞納処分を検討する。
18	流山市	
19	八千代市	○徴収事務の業務委託
20	我孫子市	
21	鴨川市	○高額困難案件の滞納整理、納付相談体制の連携(低所得者対策等)
22	鎌ヶ谷市	
23	君津市	○ペイジー口座振替による徴収率の向上
24	富津市	○クレジット納付の導入
25	浦安市	
26	四街道市	○口座振替の推進 ○納付環境の整備(クレジットカード納付等)について他市の状況を検証
27	袖ヶ浦市	○ペイジーの導入 ○担当者分けを地区から年度区分に変更したり、相続人等の調査担当を設けるなど専門性を持たせ、より効果的に滞納整理を行う。
28	八街市	○高額困難案件、長期未展開事案の解消を図るため、所要の調査を実施し、公売又は執行停止等の方向付けを進める。 ○電話催告等については民間委託の導入等を行った上で、徴税職員が滞納処分に専念できるようにする。 ○口座振替の加入促進を図るため、市窓口でも受付ができるようにする。
29	印西市	○文書催告の実施内容の再検討(実施時期、回数、文書様式等) ○滞納整理の年間計画の再検討(実施内容、実施時期、内容等) ○滞納整理の進行管理体制の確立
30	白井市	○給与、不動産及び動産などの差し押さえ、ネット公売の実施
31	富里市	○ペイジー口座振替受付サービスの導入を検討し、口座振替の割合を増やしたいと考えている。 ○インターネット公売の積極的な実施と、滞納処分をさらに計画的に実施すること。
32	南房総市	○執行停止基準の取り扱いに応じた改正 ○休日・夜間窓口の推進 ○口座振替の推進 ○コンビニ収納適用納付書の拡充
33	匝瑳市	
34	香取市	○平成30年度から、債権一元化組織の創設。弁護士・国税OBの配置、クレジット収納の導入など、滞納整理をより一層強化し、徴収率の向上を図る。

徴収率向上対策(滞納整理)

		現在検討している対策及び今後検討すべきと考えられる対策
35	山 武 市	○少額未納者を中心とした個別催告の実施。 ○徴収補助員による現年度課税分で督促を行っても、未納となっている者を訪問し、早期納付勧奨の実施。 ○困難案件を債権回収対策室へ移管。
36	い す み 市	
37	大 網 白 里 市	
38	酒 々 井 町	○コールセンターの導入を検討し、新規滞納の早期解消を図る ○インターネット公売の導入を検討し、差押財産の換価を行う。 ○口座振替納付を促進する活動を行い、新規滞納者の減少を図る。
39	栄 町	
40	神 崎 町	
94	多 古 町	○外国人技能実習生の国保税対策 ○口座振替のより一層の勧奨 ○滞納整理と収納管理の分業化
42	東 庄 町	
43	九 十 九 里 町	○新規滞納者に対する強化 ○実態調査、預金調査を強化し速やかに滞納処分をし、生活困窮者については執行停止の処理を実施する
44	芝 山 町	
45	横 芝 光 町	○塩漬け不動産差押え案件にかかる公売の実施 ○自動車差押え並びにインターネット公売の実施
46	一 宮 町	
47	睦 沢 町	
48	長 生 村	
49	白 子 町	
50	長 柄 町	○新規滞納者に対し、早期滞納整理の実施。 高額滞納者に対して積極的に納税折衝を行うと同時に、実態調査、預貯金調査等を強化し、滞納処分を行う。
51	長 南 町	○口座振替の推進。特に、現年の未納者に対して積極的な勧奨を行う。
52	大 多 喜 町	
53	御 宿 町	
54	鋸 南 町	
	市 計	25
	町 村 計	6
	県 計	31

(注)「市計」「町村計」「県計」は該当団体数。